

(2) 建設産業政策 2007—大転換期の構造改革— (編/建設産業研究会) H19年6月最終とりまとめ

国交省はH18年6月15日『建設産業政策研究会』(座長:大森文彦弁護士兼東洋大学法学部教授)をスタートさせ、約1年かけて議論し取りまとめるよう要請して平成19年6月末「建設産業政策 2007」が出来上がり8月一般に発刊された。

平成7年に建設産業政策の基本方向を示す『建設産業政策大綱』が策定されたが、以来10数年が経過する中で、同大綱に示された政策が実施に移され一定程度効果を発揮しているものの、建設産業を取り巻く環境が大きく変化する中で、建設産業に対する国民の不信や、建設産業の将来に対する不安は残念ながらむしろ増大している。

H7年策定の「建設産業政策大綱」が掲げた①エンドユーザーにトータルコストで良いものを安く、②技術と経営に優れた企業が自由に伸びられる競争環境づくり、③技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業づくり、という3つの目標や政策の大きな方向は現在も変わらないとの認識の下に、大綱策定後の大きな環境変化に対応するための構造改革の方向と、行政として取り組むべき建設産業政策を示すものとして取りまとめられました。

建設産業における構造改革を実現していくためにはまず、各企業が自らの判断で、『意識の改革』、『技術力・施工力の改革』、『経営の改革』等に取り組み、行政においては、建設産業における構造改革が後戻りすることなく円滑に進むように、建設産業政策を迅速に展開していく必要がある。実施可能な施策については、直ちに実施し、今後検討を要する施策については、検討体制の整備を含め、すみやかにその実現に向けた取り組みを開始することが必要である。

建設産業政策については、2～3年程度の後に、学識経験者等からなる第三者機関を活用し、個々の施策について当初の目的と効果に関する検証を行い、その結果を公表することを当研究会は要請している。1日も早く、構造改革が実現されることにより、建設生産物の品質が確保され、建設産業が国民の信頼と産業としての活力を回復し、魅力ある産業へ転換していくことが望まれる。

「建設産業政策 2007」は、結論のような概要から入って、環境の変化、構造改革の推進、今後の建設産業政策とわかりやすく、参考資料として、1、建設産業を取り巻く経済社会の状況、2、建設産業政策と具体的に述べられている。

概括すると、建設投資の急激な減少(建設投資H4年ピーク時84兆円、19年度52兆円)、談合、官製談合廃絶への社会的要請、品質の確保に対する懸念、産業としての魅力低下、就業者の高齢化、将来の担い手不足等建設産業を取り巻く厳しく変化する中で、建設産業が活力を回復し国民経済や地域社会に更なる貢献を果たしていくために、建設産業は今強引に『構造改革』を推進していく必要がある。第一は『産業構造の転換』で、技術力・

施工力・経営力に優れた企業が生き残り、成長することを促す競争を通じて、過剰供給構造を是正し建設産業全体をより効率的な構造に転換していくことが今求められている。

第二は『建設生産システムの改革』である。『建設生産物のエンドユーザーに対し対価に対して最も価値の高いサービスを提供する』ものへと転換していくため、幅広い観点からの改革が必要である。第三は『人づくり』の推進である。建設産業はものづくり産業であり、それを支えるのは{人}である。将来を担う人材の確保・育成、技術・技能の向上・継承等に一体的、総合的に取り組む必要がある。

{建設産業政策の方向}

『産業構造の転換』、『建設生産システムの改革』、『人づくり』を推進する上で、各企業が主体的に取り組むことが不可欠であるが、行政においても、

- ① 公正な競争基盤の確立—Compliance—
- ② 再編への取り組みの促進—Challenge—
- ③ 技術と経営による競争を促進するための入札契約制度の改革—Competition—
- ④ 対等で透明性の高い建設生産システムの構築—Collaboration—
- ⑤ ものづくり産業を支える{人づくり}—Career Development—

の 5 つの建設産業政策を強力に推進し、建設産業の『構造改革』を促進することが必要である。

わが国は少子高齢化・人口減少社会というかつて経験したことのない局面を向かえ、成長力・豊かさを維持・向上していくための生産性の向上や地域の活性化が大きな政策課題になっている。国民生活や経済活動の基盤である住宅・社会資本の整備や地域経済・雇用の担い手として、建設産業の果たすべき役割、期待は極めて高い。

「構造改革」は厳しい道であるが、技術力・施工力・経営力に優れた企業が生き残り、成長するとともに労働者が働き甲斐と誇りを感じ生涯を託し得る『魅力ある産業』へと建設産業が力強く脱皮し、再生していく道であり、建設産業がわが国経済や地域社会の発展に更なる貢献をしていくことを通じて国民の信頼を獲得し得る確かな道である。

尚建設業に関する政策が中心となっているが、特に建設生産システムにおいて設計者の果たす役割が極めて大きいことから、設計者を含む建設産業全体を検討の対象としたことと建設産業政策には、建設産業を所管する立場からの政策と、公共調達分野における発注者の立場からの政策とがあるが、発注者が建設産業の健全な発展に与える影響が大きいことと、また発注者が建設生産システムの重要な担い手であることから、発注者の役割等についても検討の対象にしたことが特筆すべきことである。

議論したいことは多々あったが、時間の関係、話題提供者の仕事柄、特に建設コンサルタントの建設産業への関わり方について議論していただいた。

- ① 発注者の体制が不十分な場合に発注者の設計、受注者選定、施工の監督等に関する能力

の不足を補完するPMRまたはCMRのマネジメント契約方式

- ② 設計・施工一括発注方式の活用分野
- ③ 設計。施工一括発注方式における建設コンサルタントと建設会社の企業連合（コンソーシアム）の制度上の整理について
- ④ 建設コンサルタントの活用
技術力に優れた建設コンサルタントの選定・活用・評価
施工段階での活用促進で三者協議の推進

建設生産物の品質は、設計者の提供する設計の品質に大きく左右されることから、建設生産システムにおいて設計者の果たす役割は重要である。

建築分野において、建築士が設計と工事監理を行うことになっており、又構造計算者偽装問題を契機として、構造、設備分野については高度な専門能力の評価に基づく専門の建築士制度が設けられている。

一方、土木工事においては、設計・施工分離の原則から、設計者は、これまで設計の作業のみであったが、今後は能力・体制が脆弱な発注者の代理人として、CM、PM方式により工程管理、品質管理等の各種マネジメント業務を実施することが考えられる。

又、発注者、設計者、施工者による三者協議に参画し、設計思想を伝達したり、条件変更に関する事項に係わるケースも増加すると考えられる。

更に、公共調達においては、プロポーザル方式や総合評価方式を活用し技術力の優れた建設コンサルタントの選定を行うことが増えてきている現状から、建設コンサルタントの技術水準の確保の観点から資格認定等の仕組みについて検討する必要がある。

「建設産業政策 2007」において発注者の役割とともに建設コンサルタントの活用とか役割についてはっきり述べられたことは、誠に有難いことで、これを契機に高度な専門知識・ノウハウを持つプロフェッショナルとして、ますます精進・努力し、国民に認知・理解してもらえる存在になることが肝要です。

最後に「建設産業政策 2007」は、しっかりしたデータを含む参考資料を含めて、コンパクトに日本の現状が示されていますので、是非ご一読を進めます。

以上 文責 越田昭